

健康保險法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項、第六十八條第二項又は第六十九條の規定に基づき、以下のとおり保險医療機関又は保險薬局の指定を行ったので、保險医療機関及び保險薬局の指定並びに保險医及び保險薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
熊谷内科医院		秋田市中通五丁目五―八			令和七年	八月	二十四	日	

健康保險法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項、第六十八條第二項又は第六十九條の規定に基づき、以下のとおり保險医療機関又は保險薬局の指定を行ったので、保險医療機関及び保險薬局の指定並びに保險医及び保險薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社村木薬局	鹿角市花輪字八正寺一五―一	令和七年八月一日